栃木市監査委員告示第22号

公 表

平成23年8月18日付けで栃木市監査委員に対し、栃市総111号により、地方自治法第 199条第6項の規定に基づく監査の要求がありました。

これに基づき監査を実施し、平成23年9月22日付けで栃木市長に栃市監第49 号により監査結果を報告しました。

その結果、別添のとおり監査結果報告に対する回答について通知を受けましたので公表 します。

平成23年11月11日

栃木市監査委員 板 倉 安 秀

栃木市監査委員 大武真一

平成23年11月10日

栃木市監査委員 板 倉 安 秀 様 栃木市監査委員 大 武 真 一 様

栃木市長 鈴 木 俊 美

市長の要求に基づく監査報告に対する対応について

平成23年9月22日付け栃市監第49号により提出のあったことについて、次のとおり 対応方針を定めましたので、通知します。

記

1 提案に対する対応方針

【地域要件の見直し】

予定価格が3千万円未満の工事については、旧1市3町の地域内の業者のみにより行っているが、制限を設けることにより、合併による合理化、コストダウン効果を損なわせるものである。

提案内容 (要旨)

合併時の特殊な状況を考慮しても、一定期間をもって終了させるべきであり、平成23年度限りが望ましく、遅くとも平成24年度をもって終了させるべきである。

対応方針

平成 22 年度の1市3町の合併協議により、旧市町の区域内にある3千万円未満の工事の入札契約については、本庁、各総合支所において、それぞれ行っており、平成23年度から統一された基準により運用しているところであります。

また、本年10月に合併いたしました西方町についても同様の協議のもと調整し、運用を始めたばかりでありますので、平成24年度は現行の制度で行い、入札契約事務の一元化にあわせ、平成25年度から地域要件の見直しを行う予定であります。

対応方針

【一般競争入札の拡大】

地元企業の保護は必要であるが、一般競争入札を拡大し競争性を発揮させる必要がある。

予定価格1千万円以上を対象としている 一般競争入札の範囲を5百万円以上に拡大 した場合、本来あるべき競争性が生じる効 果は大きい。

入札の行い方は自治体の裁量であるので、柔軟な考えで試行をすべきであり、年度途中でも可能であるので検討されたい。

なお、一般競争入札に付す条件について は、過度の制約とならないものとするこ と。

【総合支所における入札事務の廃止】

3 千万円未満の入札については、各総合 支所で行われているが、入札制度の改正な どに取り組むためには、本庁契約検査課に おいて全ての契約事務を行うことが望ま しい。

総合支所は事務量が軽減されることから、契約検査課に適正な人員を配置することは可能である。

【電子入札】

一般競争入札と電子入札の併用は談合 防止のみならず、事務の合理化にも効果が 高いと考えられる。

近年は多数の自治体で導入し、導入費用 も安価になってきているので、早期導入を 図られたい。 一般競争入札については、栃木市事後審査 型条件付き一般競争入札実施要領において、 対象を 1 千万円以上の建設工事としている ことから、要領に従い実施しております。

しかし、金額の設定については特に根拠はなく、小規模な工事を対象としているものと 思われます。

また、近隣市においては、5百万円以上を一般競争入札としているところもあり、ご指摘のとおり拡大することといたしますが、実施時期については、実施要領の改正が必要となることや10月に合併した西方町が栃木市の入札契約制度に合わせてスタートしたばかりであることを考慮し、平成24年度からといたします。

なお、一般競争入札の条件については、現 行のとおりとし、参加可能業者を特定するよ うな過度な制約は設けないものといたしま す。

入札契約事務については、平成23年1月に策定した全庁的な取り組みである「組織機構の見直しについて」において、長期的な取り組みとして、平成25年4月実施を目途に本庁に一元化することになっていることから、統合に関わる制度の改正や組織、人事の検討を行い、平成25年度に実施する予定であります。

ご指摘のとおり、不正入札の防止や事務の 合理化のため、早期導入を検討します。

導入の時期については、現在の入札参加資格の期限が平成24年度までであり、25年度から新規登録となることから、契約システムの変更とあわせ、平成25年度を実施予定とし、平成24年度は電子入札導入予算を計上する予定であります。

なお、情報漏えいの可能性のある、個々の 入札への参加申請書の提出については、平成 24 年度からは行わない予定であります。

対応方針

【談合禁止の制約】

栃木市建設工事請負業者指名停止基準には、談合の容疑については、逮捕又は公訴の提起が要件となっているため、疑いがある程度では適用されず防止効果も期待できないことから、「談合が発覚した場合は、入札参加資格を取り消されても異議はない」旨の誓約書を提出させることが有効と考えられるので、検討されたい。

入札参加資格登録業者は、工事、業務をあわせ1,000社を超えることから、平成25年度から新規登録となる資格申請の書類の1つとして加え、25年4月から実施する予定であります。

【予定価格の事前公表】

予定価格は、本年7月に見直しを行い、5 千万円以上の工事を除き事前公表としたが、価格に合理的理由がないことから、全 ての予定価格及び最低制限価格を事前公表 とすることも1つの方法である。 7月の見直しにより、平成23年度については、事前公表と事後公表の結果を検証する予定でありましたが、過去の検証においては、事前公表の落札率が事後公表より低いこと、また、事後公表は情報漏えいのおそれがあることから、ご指摘のとおり本年10月1日から全ての予定価格を事前公表といたしました。

しかし、最低制限価格及び低入札調査基準価格については、国土交通省において、 積算努力の放棄につながることなどから事 後公表が望ましいとしているため、今年度 は他市の状況を調査し、メリット、デメリットの検証をいたします。

【談合情報マニュアルの見直し】

現行の談合情報マニュアルでは、情報が寄せられた場合に有効に機能していない。

当該マニュアルにおいては、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られることは極めて稀で、談合の事実があったと認められない場合に該当する結果となってしまう。

入札に疑わしい点がある場合は、開札の延期や無効とする措置ができるよう改めるべきで、実態に即したマニュアルとなるよう、早急に検討されたい。

現行の談合情報マニュアルについては、 談合情報の信ぴょう性を判断する基準がないこと、また、その後の処理についても、 談合の有無の判断基準や具体的な対応について不備があることから、ご指摘の点を考慮し、マニュアルの改正を行い、平成23年10月から施行いたしました。

提案内容 (要旨)

【総合評価方式等価格以外の評価の在り方】

総合評価方式やプロポーザル方式の入札については、価格以外の評価項目や点数の配分によっては、恣意的な運用が可能となることから、評価項目や配点の決定理由を明確にするとともに、事前、事後の情報提供のあり方を充分検討されたい。

【建設工事以外に関する入札】

建設工事、建設工事に関わる業務委託、物品購入以外の入札は、各課で対応しているが、取扱いが統一されていないので、市が行う入札及び契約全般について、契約検査課において、市として統一した取扱が可能となるよう努めてほしい。

対応方針

本市では総合評価方式やプロポーザル方式の事例が少ないため、他市の事例を参照し、ガイドラインの検証を行います。

また、事前、事後の情報提供についても同様に検討を行います。

平成23年度については、担当課で執行した、役務の提供及びリース等の契約件数、また、随意契約の締結状況を調査し、契約に関してのガイドラインを作成し、平成24年度から取扱を統一できるよう検討いたします。